

## 高知県外国人生活相談センターサポーターのご案内(ガイドライン)

令和2年6月1日 (公財)高知県国際交流協会

〈高知県外国人生活相談センター〉

### 1 趣旨

近年、日本を訪れる外国人は増加しており、日本に在留する外国人は令和元年6月末で約283万人(前年より約19万人増加)、就労する外国人は令和元年10月末で約166万人(前年より約20万人増加)となっています。

高知県に在留する外国人は4,746人(前年より375人増加)、そのうち就労する外国人は3,141人(前年より549人増加)と、全国と同様に外国人数が増加してきています。

このような状況のもと、県では、外国人が地域で安心して生活することができるよう、在留外国人に対して、多言語で情報提供及び相談を行うワンストップ型の相談窓口「高知県外国人生活相談センター」(以下、「センター」という。)を令和元年5月末に高知市内に新たに開所しました。

外国人が、県内各地域で安心して生活し、地域と共生していくためには、センターでの対応に加えて、地域住民の方の協力が重要です。

そこで、センターでは、ボランティアとしてセンターの運営に協力する「高知県外国人生活相談センターサポーター」(以下、「サポーター」という)を随時募集しています。

### 2 サポーターの活動内容と条件

条件	活動内容
・原則20歳以上であること ・やさしい日本語または外国語で外国人とのコミュニケーションを図ることができること	①外国人が意思疎通の補助を必要とする場合に関係機関に同行し、やさしい日本語でサポートを行う。 ②出張相談会において当日の開催の補助や事前の外国人への広報の協力を行う。 ③その他必要に応じてセンターと連携し、センターの運営に協力する。 〈外国語ができる場合〉 ④出張相談会などのセンター事業や依頼のあった関係機関での通訳や翻訳(外国語⇔日本語)を行う。

### 3 サポーター登録方法

制度の趣旨に賛同していただければ、どなたでも登録できます。まずは、「公益財団法人高知県国際交流協会ボランティア登録制度要綱」と「高知県外国人生活相談センターサポーター制度要領」の内容を確認してください。

#### (1) 登録方法（登録料：無料）

「K I A ボランティア申込書」に記入して、高知県国際交流協会に提出してください。提出していただいた後、センターの職員が、活動にあたっての簡単なガイダンスをさせていただきます。サポーター制度について理解していただいた後、「秘密情報に関する誓約書」に署名をお願いします。

#### (2) 登録の継続と取消について

登録期間の定めはありません。登録継続の意思が確認できた場合は引き続き登録を継続するものとします。なお、次の場合は登録を取り消すことがあります。

- ・高知県外国人生活相談センターサポーター制度要領に反した場合
- ・登録者として不適切と認められる事由が発生したとき
- ・登録者本人から登録取消の申し出があったとき
- ・登録者本人が死亡したとき
- ・登録継続の意思が確認できないとき

### 4 サポーター活動に要する費用

サポーター活動はボランティアとして行っていたため、原則、謝礼金等はありません。サポーター活動に伴う交通費等は、以下の支給基準により実費相当分を事後にお支払いします。原則として、半年（金額によっては1年間）ごとにまとめてお支払いします。なお、活動ごとの受給をご希望の場合、また、交通費の受給を辞退する場合は活動時にお申し出ください。

例：センターが実施する出張相談会の運営をサポートした際に要した交通費

相談者の居住地の役場へ同行した際に必要となる交通費

<支給基準>

自家用車等	自宅から活動場所までの往復距離に応じて支払い（29円/1キロ） 駐車場代はサポーター活動に要した時間のみにかかる実費を支給
公共交通機関	実費を支給

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の場合については、その都度センターとサポーターが協議し、決定</li> <li>・交通費の支給基準は、このガイドラインで定める他は、県の関係規定に準じる</li> </ul>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 5 サポーター活動の流れ

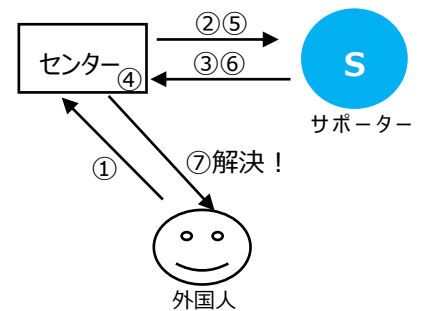
センターからの依頼を受けて、サポーター活動を行っていただきます。

以下に活動の例を示します。なお、活動内容の確認と交通費のお支払いにあたり必要になりますので、サポート活動終了後、速やかに、別紙「サポーター活動報告書」を記入しセンターに提出してください。

### (1) 翻訳サポートのイメージ

～センターの相談員が読めない言語で相談があった場合～

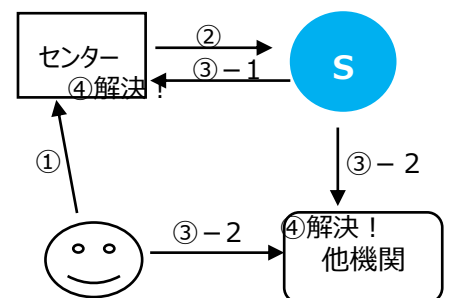
- ①相談者(外国人)からメールで相談
- ②①の言語を翻訳できるサポーターに連絡を取り、翻訳を依頼
- ③翻訳した内容をセンターに返信
- ④内容を確認し、外国人への回答文案を作成
- ⑤④の文案の翻訳をサポーターに依頼
- ⑥翻訳した内容をセンターに返信
- ⑦回答送付



### (2) 通訳サポートのイメージ

～センターの相談員での対応が難しい言語で相談があった場合～

- ①来所して相談
- ②①の言語を通訳できるサポーターに連絡を取り、通訳を依頼
- ③-1 サポーターがセンターへ来所し通訳して対応
- ③-2 他機関へサポーター同行し、サポーターの通訳を介して対応



### (3) 「やさしい日本語」での支援のイメージ

～日本語でコミュニケーションは取れるが手助けを求めている場合～

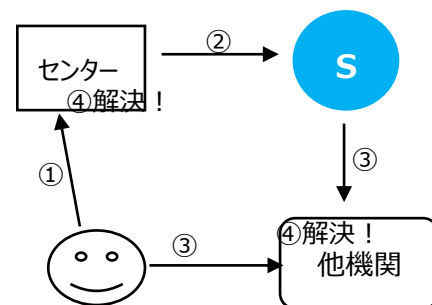
#### ①来所して相談

- 例－ 1 実印を作り、印鑑登録をしたい
- 例－ 2 履歴書の書き方を教えてほしい

#### ②相談内容と対応先を確認し、サポーターに付き添いを依頼

- 例－ 1 印章店での購入と市役所での印鑑登録
- 例－ 2 ジョブカフェこうちでの履歴書作成アドバイス

#### ③他機関へサポーターが同行し、「やさしい日本語」等でやりとりを支援



## 6 その他

### (1) ボランティア保険について

サポーターとして登録された方には、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入していただきます。なお、センターが保険の加入手続きを行い保険料を負担します。ボランティア保険の対象外の事項等につきましては、自己の責任で対応をお願いします。

### (2) 翻訳機の貸出について

サポーター活動において必要となる場合は、別に定める「高知県外国人生活相談センター翻訳機貸出規程」により、センターから翻訳機を借りて使用することができます。

(別紙)

サポーター活動報告書 提出日 ( 年 月 日)

相談者	相談者氏名		
	国籍		
	相談言語		
サポーター氏名		ID	
活動日時	年 月 日 ( ) : ~ :		
活動場所			
交通費	下記のいずれかに○をしてください。※1の方は次ページの必要事項をご記入ください。 1.交通費の受給を希望する 2.交通費の受給を辞退する 3.交通費の発生なし		
<相談内容>			
<活動内容>			

※個人情報の取り扱いには充分注意し、センターへの提出以外の用途で使用しないこと。

センター 記入欄	担当者	受付日	記録簿入力日

**交通費受給希望の方のみ**下記にご記入ください。交通費のお支払いに必要となります。

**■ 移動手段・経路・要した経費**

※複数の移動手段を利用した場合、移動手段別にご記入ください。

※自家用車を使用した場合は 29 円/1km となりますので、出発地と目的地の住所を記載してください。距離は当センターで算出しますので、経費欄は記入不要です。なお、有料高速道路を利用した場合は領収書をご提出ください。

※公共交通機関を利用した場合は実費支給となりますので、利用区間（バス停や駅名）を明記してください。

移動手段	経路	経費
		円
		円
		円
		円

**合計 円**

（記入例：活動場所が「ハローワークいの」だった場合）

移動手段	経路	経費
自家用車	自宅（高知市本町 4-1-37）とハローワークいの（いの町枝川 1943-1）を往復 ※当センターでルート検索し経費を算出しますので経費欄の記入は不要です。	円
バス	徒歩 片道 460 円 徒歩 自宅～バス停「高知城前」～「宇治団地前」～ハローワークいの	920 円
路面電車	徒歩 片道 420 円 徒歩 自宅～「高知城前」駅～「宇治団地前」駅～ハローワークいの	840 円

**■ 交通費振込口座情報**

※交通費はサポーター本人の口座への振込にてお支払いします。

※原則、半年ごとにまとめてお支払いします。なお、活動ごとの受給を希望する場合はお知らせください。

金融機関名		店舗名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
口座番号		口座名義人 （カナ）	